407244 斎藤　正幸　407245 坂井　玄輔
407246 坂越　昌生　407247 島田　亮
407248 菅原雄一郎　407249 鈴木　理人
407250 関谷　善行　407251 高島昌太郎
407252 髙橋　誠二　407253 高山　太志
407254 武井　謙一　407255 田代　基三
407256 橘　宏之　407257 辻　亨二宮
407258 照屋　尚志　407259 正弘
407260 丹羽　真章　407261 沼崎　貴信
407262 平賀　正寛　407263 平澤　哲也
407264 藤田　輝宏　407265 松田　春樹
407266 皆川　武士　407267 山之内洋介
407268 山村　秀章　407269 山本　真二
407270 吉村　慎祐　407271 小山　重憲
407272 田川　雅偉　407273 中尾　邦彦
407274 髙田　明夫　407275 関根　喜之
407276 粟飯原　卓

○経済産業省告示第三百三十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十一年十月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十一月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

（変更後）

登録番号　15

変更年月日　平成二十一年五月二十二日

登録者の氏名　佐藤　四郎

白井　昇

（変更前）

登録番号　15

変更年月日　平成二十一年七月十六日

登録者の氏名　佐藤　四郎

柴田伊佐子

○国土交通省告示第千二百四十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十一年十一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

登録番号　2

(一) 登録基幹技能者講習実施機関の名称

(二) 社団法人日本橋梁建設協会

(三) 変更後の代表者の氏名　須賀　安生

(四) 変更年月日　平成二十一年五月二十二日

(一) 登録番号　3

(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人日本造園建設業協会

社団法人日本造園組合連合会

(三) 変更後の代表者の氏名

佐藤　四郎

白井　昇

(四) 変更年月日　平成二十一年五月二十二日

(一) 登録番号　15

(二) 変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人日本空調衛生工事業協会

全国管工事業協同組合連合会

一般社団法人日本配管工事業団体連合会

(三) 変更年月日　平成二十一年七月十六日

(一) 登録番号　18

(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人全国建設室内工事業協会

日本室内装飾事業協同組合連合会

日本建設インテリア事業協同組合連合会

(三) 変更後の代表者の氏名

沖　徳一

椎津　忠三

中﨑　剛辰

(四) 変更年月日　平成二十一年六月十三日

○国土交通省告示第千二百四十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の九の規定により、登録基幹技能者講習事務の全部の廃止の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第三号の規定により、公示する。

平成二十一年十一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

(一) 講習事務を廃止した登録基幹技能者講習実施機関の名称

日本トンネル専門工事業協会

(二) 講習事務を廃止した者の登録番号　6

(三) 講習事務を廃止した者の住所

東京都港区西新橋一丁目九番一号ブロドリー西新橋9階

(四) 廃止した講習事務の範囲

登録基幹技能者講習事務の全部

(五) 廃止した年月日　平成二十一年五月二十六日

○国土交通省告示第千二百四十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）第三条第三号及び第十四条第三号の規定に基づき、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第三条第三号及び第十四条第三号の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成二十年国土交通省告示第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

第三号中「公営企業債券」を「地方公共団体金融機構債券」に改め、第四号中「都市再生債券」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律の規定により、債券を発行し得るものの発行する債券」に改め、第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千二百四十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の二第三号の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則第十五条の二第三号の規定に基づき、営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成二十年国土交通省告示第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

第三号中「公営企業債券」を「地方公共団体金融機構債券」に改め、第四号中「都市再生債券」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律の規定により、債券を発行し得るものの発行する債券」に改め、第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

国会事項

衆議院

議案提出

十一月二十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩外四名提出）

質問書提出

十一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

冤罪の定義に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

議事日程

十一月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

平成二十一年十一月二十六日（木曜日）

午後一時開議

第一　裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

第五　郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

第六　南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

第七　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（内閣提出）

参議院

議案提出

十一月二十五日議員から次の議案が提出された。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（佐藤正久外四名発議）（参第三号）